

重要

平成25年12月吉日



会員各位

アライオートオークショングループ
荒井商事株式会社

規約変更・規約新設のご案内

拝啓 初冬の候、貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素はアライオートオークショングループに格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

早速ではあります、但し、標題通り、アライオートオークショングループでは弊社会員規約およびバイクオークション規約を平成26年1月1日より、下記のとおり改定するとともに、新たに新設をさせていただきます。

今後とも、オークションがよりスムーズに開催出来るよう、弊社と致しまして精一杯努力して参りますが、ご利用会員の皆様方におきましても、何卒ご協力の程、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

導入日

平成26年1月1日

内容

1. 第五章 連帯保証人 第24条(連帯保証人)の変更

《現在》

第24条(連帯保証人)

1. 連帯保証人は、本規約に基づき、アライAA及びアライAAが業務提携等により参加可能となった他社オークションに対する会員の債務について、連帯して責任を負うこととします。

2. 前項により、連帯保証人に生じる責任は、5,000万円を限度とします。

※バイクオークション規約においては第4章 第24条の変更となります

《変更後》

1. 連帯保証人は、本規約に基づき、アライAA及びアライAAが業務提携等により参加可能となった他社オークションにおいて負担する一切の債務、並びにオークションに限らず会員が荒井商事株式会社またはアライオートオークション仙台株式会社との全ての取引において負担する一切の債務について、連帯して責任を負うこととします。

2. 前項により、連帯保証人に生じる責任は、現在及び将来の債務を対象とし、5,000万円を限度とします。

3. 連帯保証人は、会員が第二章第9条に基づく更新後においても、会員の債務について連帯して責任を負うものとします。

2. 第十一章 検査規定 第十一章の[I]・検査規定 第6条(品質基準)

4項(3)として「トラック車両の冠水定義」を新設

《新設》

(3) アライAAが定めるトラックの冠水車両及び冠水歴車両とは、災害等により、水や泥水等がトラック車両の左右メインフレームの下面を超えたと思われるものまたは、その状態や痕跡が残ると判断されるものとします(アライAA判断)。

以上